

郵送 申込の場合は、
こちらをご提出ください

提出書類チェックリスト

申込みに必要な書類をご準備いただき、下記チェックリストにご記入ください。
書類がそろっているか、漏れがないか、もう一度ご確認をお願いいたします。
内容をよくご確認の上、署名をお願いいたします。

第一希望 施設名		児童 氏名		年	月	日生まれ
-------------	--	----------	--	---	---	------

確認事項	・希望する保育施設の名称は間違いありませんか。 ・通園可能な保育施設を記入しましたか。		☐ はい
	「移行申請（郵送）を済ませた方へ」の内容を確認し、必要事項記入の上、添付しましたか。		☐ はい
	返信用封筒、切手は同封しましたか。 ※長3封筒に返信先を記入し、110円切手を貼ってください。		☐ はい
申込書（全員対象）	①「教育・保育給付認定申請書(兼)利用申込書」は、添付しましたか。		☐ はい
	②「児童の状況シート」は、添付しましたか。		☐ はい
	③「保育施設利用エントリーシート」は、添付しましたか。		☐ はい
	④「マイナンバー記入用紙」、「本人確認書類等のコピー」は、添付しましたか。 ※児童ごとに1回提出が必要です。同一児童分としてすでに提出している場合は不要です。		☐ はい
保育の必要性を証明する書類 (いずれか必須)	就労(予定)している方	就労証明書(所定様式)	☐ 添付
	求職活動中の方	求職活動状況報告書(活動していない場合は不要)	☐ 添付
	出産予定がある方	母子健康手帳(分娩予定日記載部分のコピー)	☐ 添付
	学校に在学中の方	在学証明書と時間割表	☐ 添付
	介護・看護をしている方	介護・看護状況申告書+必要な添付書類(申告書参照)	☐ 添付
	病気の方	診断書(保育ができないことが明記されているもの)	☐ 添付
	心身に障がいのある方	障害者手帳等(氏名・等級記載部分のコピー)	☐ 添付
	父母及び同居の祖父母(65歳未満)分の証明書を添付しましたか。		☐ はい
※ご案内26ページ参照 該当者のみ必要な書類	① 前職の離職票		提出する書類の番号
	② 不在期間や理由を示すもの(単身赴任先が関東の場合は会社による証明必須)		
	③ 児童相談所発行の里親委託決定通知書、措置変更通知書		
	④ 調停中であることが分かるもの(裁判所発行)のコピー		
	⑤ 生活保護受給者証のコピー		
	⑥ 障害者手帳等のコピー(同居している方の分)		
	⑦ 在留カードのコピー(両面)		
	⑧ 保育士証のコピー+保育士等就労に関する誓約書(市内対象施設勤務者のみ)		
	⑨ 保育室等在園証明書		

※裏面もあわせてご確認ください

「令和8年度(2025年度)用 保育施設・幼稚園等のご案内」を確認したので、上記のとおり書類を送付します。

年 月 日

保護者氏名

※自署してください。

移行（転園）申込にかかる確認事項

下記太枠内の項目全ての内容を確認し、郵送で申し込みます。

チェック欄 (□に✓を入れて ください)	確認内容
☐	本申込みは、移行（転園）申込の方のみが対象となります。 下記に当てはまる方は、書類の提出に加えて面接が必要となりますので、お子さんと一緒に市役所窓口へお越しください。 （4月一斉受付は別会場となります。 くわしくは「保育施設・幼稚園等のご案内」をご確認ください。） 【面接が必要となる方】 ・幼稚園に入園中の方 ・市外保育施設から転園の方 ・事業所内保育の従業員枠の方 ・認定こども園の1号認定で入園中で、他園も希望する方 ・認可外保育施設に入園中の方
☐	本申込み対象のお子さんと新規申込み対象のお子さんのきょうだい分と一緒に申込する場合は、新規申込みの日程と一緒に提出するか、別々に書類を提出する必要があります。 新規申込みのお子さんの書類が送付された場合は、返送させていただきますので、ご注意ください。
☐	移行（転園）申込をし、移行の承諾が出た場合、元の保育施設に戻ることはできません。 移行の意思がなくなった場合は、すみやかに申込を取り下げてください。 申込締切日までに申込み取下げ届の提出がない場合、移行が決定する場合がありますので、ご注意ください。
☐	申請書類に不足がある場合、こちらからご連絡いたします。 締切日（令和7年11月25日）までに書類の提出ができない場合、締切日時点で提出されている書類で利用調整を行います。 （締切日までに保育入所課へ届いていることが必要です。）
☐	保育入所課では、書類の到達の確認は行っておりません。 ご自身で特定記録郵便や簡易書留等、郵送状況を追跡できる方法で送付してください。
☐	地域型保育または2歳児クラスまでの保育所(つぐみ保育園分園除く)に入所中で、入所期間満了に伴い申込をする方 4月申込の結果、保留となった場合、この申込は今年度中有効です。 ただし、4月からどの保育施設にも入所ができなかった場合、5月申込分以降は「新規申込」の扱いとなります。 このため、育児休業中の方や妊娠・出産を予定されている方は、5月以降に入所が決定した場合、入所月の翌月14日までに育児休業からの復職をすることを前提とした入所、または妊娠・出産を理由とした期間限定の入所となります。

※上記内容すべて（最後の項目については対象者のみ）にチェックが入っていない場合、申込が受理できません。
 ご不明な点がございましたら、保育入所課までご連絡ください。